

# 新しい風ニュース NO 201

やまがたの環境とくらしを考える会 (継238)  
岐阜県山県市西深瀬208 Tel・FAX 0581-22-4989

なんでも相談 どの政党とも無関係の 寺町ともまさ 2008年3月8日

HP ⇒ <http://gifu.kermin.net/teranachi/> メール ⇒ [tera-t@ktroad.ne.jp](mailto:tera-t@ktroad.ne.jp)  
毎日、何百もアクセスがある私の日記(ブログ)は「てらまち」で検索するのが一番はやくです

山県市議会は3月17日が一般質問の日。4日の通告期限日には7人の通告。市議選前ということで、議会一般質問のテレビ放送は、選挙後になる通例。テレビでやらないのなら一般質問もやらないという人もいたとか。議員は議論してこそ、と思うのですが……このニュースでは、私が通告した3テーマの一般質問の要点を紹介(詳細はブログに)

- ◎「DV(ドメスティック・バイオレンス/配偶者間暴力)、デートDVについて」  
(質問する理由) 人権侵害や暴力のないまち、安心してらせるまちが大事
- ◎「ふるさと納税及び市民が使い方を選べる寄付条例や基金制度について」  
(質問する理由) 自治体の特色を生かして、魅力あるまちをつくるためにも
- ◎「市の財政悪化の現状と要因、今後の対応について」  
(質問する理由) 将来へのツケを回す借金、乱発では? 市民は破綻を心配

## DV(ドメスティック・バイオレンス/配偶者間暴力)

### デートDVについて 答弁者 (1-9は)保健福祉部長 (10は)教育長

《質問要旨》 ドメスティック・バイオレンスいわゆるDVについて、国の統計では、配偶者間における殺人、傷害、暴行の被害者の93%が女性であるという数字が出ている。全国的には女性の約3割がDV被害を経験しているという。2006年の内閣府の「男女間における暴力に関する調査」報告書では、女性全体で「DVの被害に複数回あった」としたのは10.6%。「どこにも誰にも相談しなかった」は、女性の46.9%という。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(2001年・H13年制定)、=DV防止法は今年1月から改正・施行され、被害者保護と自立支援に向けた市町村の努力義務を明確にした。女性に対する人権侵害、犯罪であるDVの根絶に向けた取組みについて住民に直接つながる市の取組みが不可欠だ。被害を受けた当事者が逃げなければならない理不尽さ、生活再建への道のりを思うと猶予はない。

- (1) DVについての市の基本認識をひとことというところのようか。
- (2) DV被害者支援、対策に関して、市の行なってきたことやその費用は?
- (3) 被害実態に関するデータはどのようか。実態を反映した数字だと思ふのか。
- (4) DV防止および被害者の保護のための施策の基本計画策定はどうしていくのか?

- (5) 配偶者暴力相談支援センター設置の対応や方向性はどのようなか？
- (6) この問題、まわりも本人も、行政も、見ないようにしてきた、知らない振りしてきたという傾向が強い。あつてはならないことが実際にある、被害者なんだと認識してなんにも間違っていない、そういうような情報を出すことが大事。暴力はもちろん、精神的な暴力も暴力に当たるという認識を広めることが更に必要。  
今後、市民への広報や周知をどのように進めて行くか。
- (7) この種の課題には、他の部署との連携・調整が不可欠だが、どうしていくのか？
- (8) 行政職員及び一社会人としての職員へのDVに関する研修をすべきではないか。
- (9) 例えば、学校のいじめ対策においても、加害者へのケアも重要な課題。DVにおいても、被害者保護と同時に「加害者対策」も重要で不可欠だが、どうするのか？
- (10) **デートDV防止対策について**

最近では、若い男女間で起きる暴力について、デートDVという概念が認識されている。本質的にDVと同じで、婚姻関係にない恋人との間での暴力をいう。

デートDVは、以前から厳然と存在しながら、ほとんど社会的に問題にされてこなかった。被害者自身が被害意識をもつことさえ困難な場合がある。一般的なDVの特徴に加えてデートDVは、思春期・青年期の特徴的な心理や性意識・行動が影響しているとも指摘されている。内閣府の調査では20代の女性の5人に一人が暴力を受けたことがあり、そのうち3人に一人が命の危険を感じたことがあるとされる。通信手段の携帯電話が、相手に干渉したり束縛したりする道具になり、精神的被害を与えているケースもある。だから、積極的に取り組む自治体も出てきている。

若者への啓発活動について、中学校等に関しては市教育委員会等の判断において、高校等については県や県教委との協力において行なえる。いじめと同様に教育現場では悩ましい問題だと思うが、いじめや暴力の再発・再生産を根絶する覚悟と対応を経てきた現場として、デートDV防止対策について今後どうしていくのか。

「内閣府男女共同参画局」のホームページから抜粋して引用

**【ドメスティック・バイオレンスとは】** 「ドメスティック・バイオレンス」とは略して「DV」と呼ばれることもあります。一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、又はあつた男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いようです。内閣府では、「配偶者からの暴力」という言葉を使っています。

**【問題の重要性】** 配偶者暴力など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する重大な問題。少数の人が被害を受けているのではなく、多くの人が被害を受けています。

**【配偶者からの暴力の実態】** 暴力の原因としては、夫が妻に暴力を振るうのはある程度は仕方がないといった社会通念、妻に収入がない場合が多いといった男女の経済的格差など、個人の問題として片付けられないような構造的問題も大きく関係しています。男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、その前提として、女性に対する暴力は絶対にあつてはならないことなのです。

# ふるさと納税や市民が使い方を選べる寄付制度

《質問要旨》 (1) ふるさと納税について

(答弁 副市長)

現在の寄付金控除制度は、自治体に寄付をした人に対して、10万円を超える金額を課税対象となる所得額から差し引く「所得控除」。ふるさと納税は、住民税の1割を上限に各自治体に対する寄付金に対し控除を広げるもので、いわゆる寄付金税制を応用するものだ。

自治体への寄付が現行制度に比べて格段に実行しやすくなる。住所地でない自治体への寄付額に近い金額が、住所地自治体に納める個人住民税の税額から差し引かれる仕組み。納税する側は「住んでいる自治体に納める住民税の一部を、別の自治体に寄付の形で振り向ける」と考えればよいという制度。

ここでいう「ふるさと」は「以前に住んでいた自治体」と限定されず、個人的に応援したい自治体に寄付することも許容範囲だ。

「今は、高齢の親が住んでいるから」  
 「過疎地で財政力がなから」  
 「優秀な施策を出しているから」  
 「その地域が好きだから」  
 などの理由で選ぶこともできる。

つまり、自治体の独自性、先進性に対する評価の指標になり得る。

納税者が、積極的に自らの意思を市政に反映させることができる。

首都圏在住地方出身者対象の調査で「賛成」が7割超との報道もある。

現在、自治体側では寄付を呼び込もうとする動きが目立ってきた。

速やかに具体的対応が必要。山縣市はどのようにして行くのか。

「寺町さん、農業もやっていたんですか」などの声がかかります。

第2のライフ・スタイルを模索する団塊の世代への発信として企画した朝日新聞。自家菜園や農的くらしは、ますます広がり、見直され、再評価されていますね。

地球温暖化の影響は、農業の現場にも確実に表れている。分かりやすい例としては、野菜の生育時期が変わってきたことがある。

岐阜市のすべ北の山県市で、20年から30年ほど前に身につけた大根や白菜のまき時の最適期は9月5日ごろ。その約1週間前と約1週間後には、特別に寒い年や暖冬のための予備的な種まき。この3回が原則なのだが、今、それでは早く成長し過ぎてしまう。

以前に紹介した稲のハツ

## セカンドステージ

有機農業家 寺町 知正



### 温暖化野菜にじわり

シモも、夏が暑くなって良い米になりにくいという。寒冷地とされる北海道産のお米の人気は高くなかったが、温暖化に伴って将来は北海道が日本の米どころになるともいわれる。

作物は温度に敏感だ。国内では、過去10年間で平均気温が1度以上も上昇した地域も各地で観測されているし、今後10年間で気温が全国平均で0.6度上がる

との予測もある。標高で1000以上が、気温は0.6度下がる。同じ標高でも気温が1度違えば緯度で1度、つまり南北に約110°も違うという。岐阜市から緯度で1度、南方へ行けば三重県松阪市、兵庫県の淡路島や広島市、2度なら和歌山県南部や高知県の辺り。かなり南方の気候になっているといえる。さて、あなたの

畑はどの辺りだろうか。今後、畑でも酷暑の期間が長くなることや、病害虫も温暖地並みに影響が出ることも覚悟しなければならぬ。私も、これまで作付け時期の変更は踏み切れなかったが、今年はずう。例年は5月の連休中に行っていた夏野菜の植え付けを4月後半に繰り上げ、秋野菜の作付けは10日ほど遅らせようという計画している。

地球温暖化ともうまくお付き合いしていくことが、農家には欠かせない。

2008年1月23日 朝日新聞

(2) 市民が税金の使い方を決めるとの視点で寄付条例や基金、政策メニューについて寄付を通じて地域への貢献を自分の意思として選択できる意義がある。寄付条例を制定することで、寄付を通じ、新たな自主財源を確保するとともに、寄付者が自発的意思により施策メニューを選択することで市政に対する参加意識の向上が図られると考える。

各分野で寄付受け入れ可能な特定目的の基金を設置、これらを体系的にPRすることで寄付条例を制定した場合と同様の効果が得られるともいわれる。だからこそ、寄付者が選択しやすい政策メニューの提示、寄付金の使途の報告などのPR方法や寄付金の受け入れ態勢は必要である。自治体間競争が見込まれる中で、速やかに対応をすべきではないか。

## 市の財政悪化の現状と要因、今後の対応は 答弁 総務部長

《質問要旨》 市は、起債の償還額のピークになる2013年（平成25年）には、実質公債費比率が20.3%程度になるが、交付税算入率の高い合併特例債等の有利な起債を活用し、健全な財政運営を維持する、と説明する。そこで問う。

- (1) 特例債の限度額、現在までの適用額は？ 今後の特例債予定はクリーンセンター35億円、美山中学校12億円など。その他に使える分はどの事業いくらぐらい？
- (2) 地域情報化事業は25億円。その光ケーブルや機器の更新は10年程度先。美山地区の家庭排水処理(下水処理)計画は数十億円では済まない。財政的に勘案されているのか？ いつごろ、どの程度の額か？ 財政計画に位置づけは？
- (3) 自治体合併前2001年H13年の起債残高は合計223億円、住民一人ずつで見れば高富73万円、伊自良97万円、美山61万円、住民一人平均74万円だった。

2001年・H13年は、223億円	＝	一人	74万円
2年後の合併初年度2003年・H15年は、248億円	＝	一人	82万円
合併から5年後の2008年・H20年は、353億円	＝	一人	118万円

この起債の増加は、放漫財政のそしりを免れないのではないか。

- (4) 県は2008年決算から実質公債費比率が18%を超え、2009年度から「許可団体」に転落する。その要因は「前知事時代の1990年代後半から2004年に身の丈を超えた起債を行なったことで、収支のバランスが崩れた」とされた。では山県市。2010(H22)年度には実質公債費比率が19%にもなり、次年度から起債「許可団体」になると予想される。今の県と同じで、「身の丈を超えた起債を行なったことが第一の理由で・・・」と揶揄(やゆ)されると心配する。市は？
- (5) 新年度、一般会計だけで28億円の起債、起債残高は353億円、来年度起債残高は373億円になる見込み。市は収支のバランスが崩れていると考えていないのか。
- (6) 真に必要な事業をする際でも厳しく内容を精査して、どうしても必要な起債を起こすことを私は否定しない。しかし、今の現状を見れば、原因・要因分析がいる。第1に、過去の主要事業を見たとき、学校建設などを典型に、一つずつの事業が過大になる、つまり、同じ事業をするにしても厳しく圧縮した事業内容、施設計画等とする意識とは逆の「肥大傾向が原因」、第2に、多額な新たな事業に手を出し過ぎたと私は分析する。この起債の増加について、市の原因・要因分析はどのようか。